

# 大分県報

平成二十八年  
第二八〇二号  
八月五日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請……………一  
加入区の指定に関する告示の廃止……………六  
加入区の指定に関する告示の一部改正（二件）……………六  
加入区の指定に関する告示……………六

### 内水面漁場管理委員会告示

- こいの持ち出しの制限……………六  
こいの放流の制限等……………七  
建設業の許可の取消し……………七  
公共測量の実施（二件）……………九

## ○告示

### 大分県告示第四百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

大分県知事 広瀬 貞

### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市本耶馬溪町大字落合字江後千二百六十二の一

平成二十八年八月五日

- 前田・西武・石栄特定建設工事共同企業体  
所長 天本 克也
- 2 特定事業場の所在地及び名称  
中津市耶馬溪町大字山移地内  
前田・西武・石栄特定建設工事共同企業体中津三号トンネル作業所
- 3 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 4 変更しようとする事項の内容  
汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態の値並びに排出水の量
- 5 汚水等の処理の方法に関する事項

平成二十八年八月五日

大分県報(告示)

二

汚水の汚染			項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	区分	(-) 既設分		
生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	単位		m <sup>3</sup> /日	単位															
五	一一	処理前	通常の値	八八〇	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦二〇m×横七m×高さ三・六m	鋼板製	六〇m <sup>3</sup> /時間	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	濁水処理設備	変	更	前	
五	六・五〜八・五	処理後		八八〇	処理後															
一〇	一二	処理前	最大の値	九八〇	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦二〇m×横七m×高さ三・六m	鋼板製	六〇m <sup>3</sup> /時間	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	濁水処理設備	変	更	前	
一〇	六・五〜八・五	処理後		九八〇	処理後															
五	一一	処理前	通常の値	一四四〇	処理前	同上	同上	同上	許可日以後	許可日以後	許可日以後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変	更	後
二・五	六・五〜八・五	処理後		一四四〇	処理後															
一〇	一二	処理前	最大の値	一四四〇	処理前	同上	同上	同上	許可日以後	許可日以後	許可日以後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変	更	後
五	六・五〜八・五	処理後		一四四〇	処理後															

	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	状態の値			
													りん含有量	窒素含有量	浮遊物質質量	化学的酸素要求量
	m <sup>3</sup> /日	単位											mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
平成二十八年八月五日  大分県報(告示)	二九五	通常	なし	連続	許可日以後	許可日以後	許可日以後	縦一m × 横三m × 高さ三・六m	鋼板製	三〇m <sup>3</sup> /時間	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	濁水処理設備	一・五	五	一、〇〇〇	一〇
													一・五	五	一五	一〇
	二九五	最大	なし	連続	許可日以後	許可日以後	許可日以後	縦一m × 横三m × 高さ三・六m	鋼板製	三〇m <sup>3</sup> /時間	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	濁水処理設備	二	一〇	二、〇〇〇	一五
													二	一〇	二〇	一五
	四九〇	最大	なし	連続	許可日以後	許可日以後	許可日以後	縦一m × 横三m × 高さ三・六m	鋼板製	三〇m <sup>3</sup> /時間	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	濁水処理設備	一・五	五	一、〇〇〇	一〇
													〇・五	二・五	七・五	五
	四九〇	最大	なし	連続	許可日以後	許可日以後	許可日以後	縦一m × 横三m × 高さ三・六m	鋼板製	三〇m <sup>3</sup> /時間	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	濁水処理設備	二	一〇	二、〇〇〇	一五
													一	五	一〇	七

汚水の汚染の状況の値							一日当たりの排出水量		排水口名	区分	汚水の汚染の状況の値							
窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位			りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位
五	一五	一〇	五	六・五〜八・五	通常	単位	八八〇	通常	No.1	変更前	通常	一・五	五	一、〇〇〇	一〇	五	一一	処理前
一〇	二〇	一五	一〇	六・五〜八・五	最大	単位	九八〇	最大		変更前	最大	〇・五	二・五	七・五	五	二・五	六・五〜八・五	処理後
二・五	七・五	五	二・五	六・五〜八・五	通常	単位	一七三五	通常	同上	変更後	最大	二	一〇	二、〇〇〇	一五	一〇	一二	処理前
五	一〇	七・五	五	六・五〜八・五	最大	単位	一九三〇	最大		変更後	最大	一	五	一〇	七	五	六・五〜八・五	処理後

りん含有量

mg  
ℓ

一・五

二

〇・五

一

平成二十八年八月五日

大分県報(告示)

五

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十八年八月五日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第四百四十二号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十八年八月五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 加入区の指定に関する告示（昭和三十六年大分県告示第五十二号）

二 加入区の指定に関する告示（昭和五十三年大分県告示第八百一号）

大分県告示第四百四十三号

漁船損害等補償法による加入区の指定に関する告示（昭和三十七年大分県告示第七十八号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十八年八月五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

表中

「中津 加入区

中津市のうち大字角木、大字大塚、下正路町、角木町、大字蠣瀬字浜山、大字大新田及び大字東浜の区域

四日市 加入区

宇佐郡四日市町のうち大字下乙女を除く区域

「中津 加入区

中津市のうち大字角木、大字大塚、下正路町、角木町、大字蠣瀬字浜山、大字大新田及び大字東浜の区域

に改める。

大分県告示第四百四十四号

漁船損害等補償法による加入区の指定に関する告示（昭和四十三年大分県告示第四百四十七号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十八年八月五日

表中

大分県知事

広

瀬

勝

貞

真玉町 加入区

真玉町の区域

和間 加入区

長洲町大字鱧木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田の区域

真玉町 加入区

真玉町の区域

に改める。

大分県告示第四百四十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、加入区を次のように指定する。

平成二十八年八月五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

加入区	加入区	加入区	加入区
名称	名称	名称	名称
宇佐市 加入区	宇佐市 加入区	宇佐市 加入区	宇佐市 加入区
宇佐市 加入区	宇佐市 加入区	宇佐市 加入区	宇佐市 加入区

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年八月五日

大分県内水面漁場管理委員会会長

日

野

立

明

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場

管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

平成二十八年九月一日から平成二十九年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年八月五日

大分県内水面漁場管理委員会会長

日 野 立 明

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

平成二十八年九月一日から平成二十九年八月三十一日まで

○公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十八年八月五日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日

別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処分に係る建設業の種類

別表のとおり

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があった。

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

平成二十八年八月五日

大分県報（内水面漁管委告示・公告）

別表				
商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
明成技建倉原明	大分市大字千歳1958	大分県知事許可（般-26）第13758号	全 部	平成28年4月14日
執行建設株式会社	大分市大字田原6-3	大分県知事許可（般-23）第5829号	同 上	平成28年4月20日
有限会社大分発破工事	大分市大字迫9-69	大分県知事許可（般-23）第11609号	同 上	平成28年5月10日
千石木材株式会社	大分市向原沖2-2-3	大分県知事許可（般-23）第11659号	同 上	平成28年5月19日
中家保温中家正幸	大分市大道町3-4-36-802	大分県知事許可（般-25）第12865号	同 上	平成28年5月18日
たさき工業田崎元司	大分市国分新町5-8	大分県知事許可（般-26）第12949号	同 上	平成28年5月26日
浦松強八	大分市東大道3-5-26	大分県知事許可（特-25）第13601号	同 上	平成28年5月26日
アキテック株式会社	大分市萩原1-19-22	大分県知事許可（般-24）第13460号	同 上	平成28年5月25日
石田建築石田邦雄	玖珠郡九重町大字右田3081-10	大分県知事許可（般-23）第4683号	同 上	平成28年5月31日
大森建設株式会社	国東市国東町鶴川1920-1	大分県知事許可（般-24）第1258号	同 上	平成28年5月31日
矢野電気工事店矢野昭徳	中津市耶馬溪町大字柿坂486-24	大分県知事許可（般-26）第11319号	同 上	平成28年6月3日
南成建設株式会社	大分市大字政所3245-12	大分県知事許可（般-25）第11981号	同 上	平成28年6月7日
有限会社 SKY TNT	竹田市直入町大字下田北字牧3500-1	大分県知事許可（般-25）第12014号	同 上	平成28年6月8日
有限会社栄進土木	竹田市大字植木521	大分県知事許可（般-24）第9969号	同 上	平成28年6月13日
株式会社バイオス	大分市大字葛木862-4	大分県知事許可（般-23）第13220号	同 上	平成28年5月23日
株式会社ハイテック・ エアー・システムズ	大分市大字高崎1060-2	大分県知事許可（般-26）第10239号	消防施設工事業	平成28年4月12日
吉井建設株式会社	宇佐市大字西大堀721-1	大分県知事許可（般-26）第9777号	建築工事業	平成28年4月15日
イトウ建設有限会社	津久見市大字千怒3583	大分県知事許可（般-25）第11161号	建築工事業	平成28年5月12日
株式会社大分サンド	中津市大字永添2265-1	大分県知事許可（般-24）第7024号	土木工事業	平成28年5月17日
丸正建材工業株式会社	大分市原新町15-36	大分県知事許可（般-23）第5102号	タイル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事業	平成28年5月31日
有限会社中岩建設	中津市耶馬溪町大字柿坂486-26	大分県知事許可（般-27）第8501号	電気工事業	平成28年6月7日
九工建設株式会社	大分市下郡中央3-3-27	大分県知事許可（特-23）第7486号	管工事業、造園工事業	平成28年6月8日
有限会社翔栄技建	杵築市大字大内4559-4	大分県知事許可（般-24）第12712号	大工工事業	平成28年6月22日



測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年八月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（水準点設置）

二 作業の地域

宇佐市安心院町板場及び松本地内

三 作業の期間

平成二十八年五月二十五日から同年十一月十五日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年八月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（水準点設置）

二 作業の地域

宇佐市安心院町且尾地内

三 作業の期間

平成二十八年五月二十五日から同年十一月三十日まで

平成二十八年八月五日

大分県報（公告）

九